

平成19年度分から

個人住民税がかわります

税源移譲により税率が変わります

どのように変わるの？

住民税の所得割の税率が10%に統一されます。

住民税の所得割の税率は、課税所得の金額に応じて3段階に分けられていましたが、課税所得の多少に関わらず一律10%に統一されます。
詳しくは8月広報紙をご覧ください

税源移譲に伴い新たな控除が設けられます

①調整控除（19年度分住民税から適用）

所得税より住民税の方が、基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。

したがって、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

課税所得金額が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%を控除 1. 人的控除額の差の合計額 2. 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	〔人的控除額の差の合計額（課税所得金額 200万円）〕の5%を控除 この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

②住宅ローン控除（平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用）

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、11年から18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。



対象者	次の1又は2の方 1. 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 2. 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
計算方法	住宅ローン控除 = 次の1、2のいずれか少ない金額 1. 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 2. 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
申告	対象者は、その年の3月15日（20年は3月17日）までに、市町村に申告書を提出する必要があります。 なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出します。

定率減税が廃止になります

平成11年から実施されてきた定率減税が、廃止になります。

〔所得割額における定率減税〕

区分	18年度	19年度
住民税	7.5%相当額を控除 (限度額2万円)	廃止

要介護認定者を対象とする障害者控除について

これまで身体障害者手帳、精神障害者手帳を有している者等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされてきましたが、それに加えて介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずる者として町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係（32-2000）までお問い合わせください。

65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う経過措置

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になったことに伴い、平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、経過措置として、18年度分及び19年度分に限り減額されます。

区分	18年度まで	19年度	20年度以降
町民税	均等割 1,000円 所得割 3分の1課税	均等割 2,000円 所得割 3分の2課税	均等割 3,000円 所得割 全額課税
道民税	均等割 300円 所得割 3分の1課税	均等割 600円 所得割 3分の2課税	均等割 1,000円 所得割 全額課税
合計	均等割 1,300円 所得割 3分の1課税	均等割 2,600円 所得割 3分の2課税	均等割 4,000円 所得割 全額課税